

議案第7号

葛飾区地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月17日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について定めるものとする。

(地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準)

第2条 法第115条の46第4項の条例で定める基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66の規定の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、葛飾区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。